

もし事故が起きたら

スマイル福祉共済会のホームページをご確認いただき下記のご対応をお願いします。

スマイル福祉共済会 検索

！
事故発生

当パンフレットと被保険者カードを
お手元にご用意ください。

被保険者カード→

1 事故報告書を記入し、株式会社アクティ 保険部へFAXしてください。

被保険者カードを見ながら事故報告書に必要事項をご記入ください。保険会社から連絡を受けることができる担当者名、電話番号、FAX番号をご記入ください。

株式会社アクティ 保険部

FAX 050-3174-2183 TEL 0463-63-0531

2 株式会社アクティ 保険部より保険会社へ事故報告します。

必要に応じて、株式会社アクティ保険部より事故内容を確認させていただくためにお電話でご連絡します。

保険会社から直接連絡または書類が届きます。

3 必要書類を保険会社にお送りください。

保険会社の指示に従って、損害物の写真・見積書または請求書・保険金請求書・示談書、領収書または振込確認書などの必要書類を返信封筒に入れてお送りください。

保険金が振り込まれます。

保険金は自己負担額(免責金額)を差し引いて支払われます。原則として保険金請求書に記入された振込先口座に入金されます。賠償責任保険においては先取特権が適用される場合があります。

「各種賠償責任保険について」

賠償責任保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。
したがって、これらの賠償責任保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。
なお、引受保険会社の同意を得ないで被害者と示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

保険会社(事故対応時)連絡先

損害保険ジャパン株式会社
本店自動車保険金サービス部 統括サポート課

☎ 03-3349-3286

示談交渉はご自身で行ってください。(受託自動車保険を除きます)

お振込み先

新規お申込みのお客さまの会費および保険料は、下記の口座へ 5月9日(金)までにお振込みをお願いします。

みずほ銀行 新橋中央支店 普通預金

口座番号: 1021618

口座名: スマイル福祉共済会

※1 振込手数料はご負担願います。 ※2 お振込人名は会社名を入力してください。

お問い合わせ先

取扱
代理店

株式会社アクティ 保険部 (スマイル福祉共済会業務委託会社)
〒254-8601 神奈川県平塚市追分 2 番 1 号
TEL. 0463-63-0531 FAX. 050-3174-2183 E-mail. info@smile-yokohama.jp

受付時間 平日 / 午前10時 ~ 午後3時
※受付時間が変更になる場合がございます。詳しくはスマイル福祉共済会HPをご覧ください。

引受
保険会社

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第四部 第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL.03-3231-4140 FAX.03-3231-9893

受付時間 平日 / 午前9時 ~ 午後5時

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店との間で締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要をご説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp)でご参照ください。(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)
ご不明等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問合せください。



スマイル福祉共済会

タイヤショップのみなさまに安心とリラクゼーションを。

あんしん補償制度

加入のご案内

お知らせ ホームページがリニューアルしました! 詳細はP1~P2をご参照ください



賠償責任保険セットプラン

年間 ¥46,800

※年間作業工賃4,000万円以下の場合
詳細はP13~をご参照ください

継続加入 受付締切日	新規加入 受付締切日	中途加入 効力発生日
2025年 4月 4日(金)	2025年 4月 18日(金)	毎月1日 午後4時からです。
保険期間	2025年 6月 1日(日) 午後4時 ~ 2026年 6月 1日(月) 午後4時	

※ただし、中途加入の場合は前月の25日までに保険料と加入依頼書(申込書)のご提出が完了していることが要件です。
※保険期間は、申込受付日の翌月1日午後4時より2026年6月1日午後4時までとなります。詳細はお申込受付時にご案内申し上げます。



スマイル福祉共済会のホームページがリニューアルしました！

スマイル福祉共済会のホームページがリニューアルしました！
より見やすく、より便利になりましたので、是非ご活用ください。

メインメニュー

メインメニューから各ページに移動できます。

- スマイル福祉共済会とは
- 加入方法/手順
- あんしん補償制度(各種保険)
- 災害見舞金制度
- 福利厚生
- 事故が起こったら

お知らせ

スマイル福祉共済会からのお知らせです。
各お知らせを開くと詳細をご確認いただけます。
また、「一覧を見る」から過去のお知らせを一覧でご確認いただけます。



パンフレットのダウンロード

最新のパンフレットのPDFデータをこちらからダウンロードいただけます。

お問い合わせ

業務委託会社の株式会社アクティの連絡先をご確認いただけます。また、こちらからお問い合わせフォームに移動することもできます。



↓トップページ

ホームページ上で事故報告ができるようになりました！

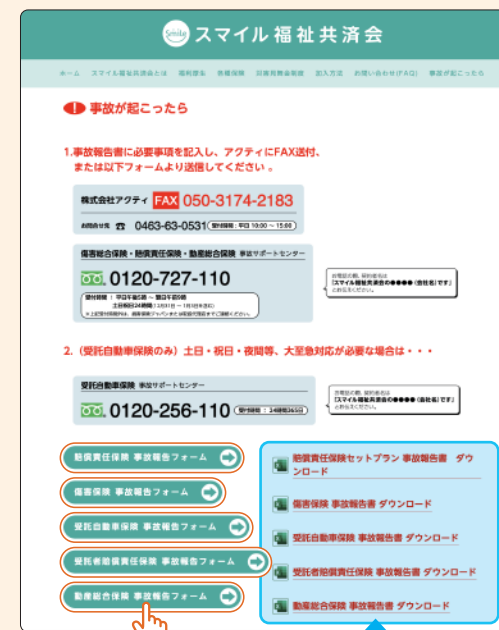
これまでFAXでお送りいただいていた事故報告が、ホームページ上でもできるようになりました。事故報告の手順は以下の通りです。



ホームページでフォームを開いて
そのまま事故報告ができるから
カンタン、便利！

1 事故報告フォームを開く

トップページから「事故が起こったら」を開きます。
該当する事故報告フォームのボタンを押します。



ここから各種事故報告書をエクセルファイルで
ダウンロードできるので、メールやFAXでも
ご報告いただけます。

✉ info@smile-yokohama.jp ☎ 050-3174-2183

2 入力、送信する

事故報告フォームを開いたら、各項目に入力し、
そのまま「送信」ボタンを押して完了です。



お知らせ 2026年に向けて、以下の改訂を予定しております。

1.「口座振替」でお支払い可能に。

保険料のお支払いに「口座振替」をご利用いただけるように
準備を進めております。

2.「自動更新」で手続きを簡単に。

毎年加入依頼書を返送しなくても更新できる「自動更新」の
導入に向けて準備を進めております。

スマイル福祉共済会は、販売店の皆様がより便利に、快適に
ご利用いただける共済制度を目指して参ります。



アクセス方法

ホームページのURLに変更はありません。
「スマイル福祉共済会」で検索または、以下のURLでアクセスしてください。

URL <https://www.smile-yokohama.jp/>

スマイル福祉共済会 検索

ページを開く際にパスワードを求め
られたら、こちらを入力してください。

パスワード
yokohama

スマートフォンやタブレットは、
2次元バーコードをカメラで読み取って
開くことができます。



Smile スマイル福祉共済会

スマイル福祉共済会は、ヨコハマタイヤショップの皆さまだけがご加入いただける共済制度です。
会員制リゾートクラブがご利用いただける福利厚生をはじめ、
災害時の見舞金制度やタイヤショップの運営リスクに備える各種保険をご用意しております。

スマイル福祉共済会 会費

1店舗あたり年間 **1,000円**

※会費は、リゾートクラブの運営費のほか業務委託費等に充てさせていただきます。

災害見舞金 ▶P4

店舗や施設が、地震や火災、風水雪害などに被災し、損害を被られた場合に見舞金を受け取れます。

福利厚生 ▶P5-

会員制リゾートクラブ「紀鉄クラブ」の会員として全国の宿泊施設などを割安な料金で利用できます。

あんしん補償制度（各種保険） ▶P13-

タイヤショップを経営する上で想定されるさまざまなリスクに備えることができる各種保険にご加入いただけます。

賠償責任保険セットプラン

生産物賠償責任保険

施設所有管理者賠償責任保険

自動車管理者賠償責任保険



セットプランのオプション

傷害総合保険

受託自動車保険

受託者賠償責任保険

動産総合保険

※スマイル福祉共済会に入会いただくことで、あんしん補償制度にご加入いただけます。

スマイル災害見舞金

スマイル福祉共済会の会員の所属する施設又は店舗・事業所が、地震や火災、風水雪害などに被災し、損害を被られた場合に見舞金を支給する災害見舞金制度です。

誰がもらえるの？

所属する施設や店舗、事業所が災害に見舞われた**スマイル福祉共済会の会員**です。

どんな災害が対象になるの？

店舗における**火災・落雷・破裂・爆発や地震、風水雪害**などの自然災害が対象です。

いつの災害から対象になるの？

2024年6月1日以降に発生した損害が対象です。
ご請求については、**災害発生日から3年間を目途**といたします。

災害見舞金額はいくら？

1災害ごとに1会員1回(※1)の請求として積算し、**下記一覧表の支払い認定基準に基づき**災害見舞金額を決定します。

対象事案：店舗における火災・落雷・破裂・爆発、地震・風水雪等による損害

損害の設定区分	損害の認定基準	災害見舞金額(※2)
全焼/全壊	70%以上の損害	100,000円
半焼/半壊	30%以上 70%未満の損害	50,000円
一部焼失/一部損害	10%以上 30%未満の損害	20,000円

※1：被災年度において、1法人あたりで1回の請求を限度とします。 ※2：災害見舞金額は原資の関係上変更することがあります。

災害見舞金の申請方法は？

災害見舞金の支給を受ける場合は、**災害見舞金請求申請書**に必要事項を記入し、担当販売会社にお送りください。

災害見舞金請求申請書→



本制度の詳細は、スマイル福祉共済会のホームページをご確認ください。

<https://www.smile-yokohama.jp/>

会員制リゾートクラブ「紀鉄クラブ」のサービスをご利用いただけます。

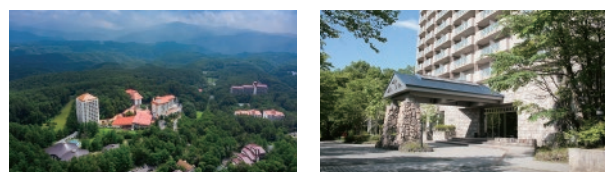
スマイル福祉共済会の会員は、紀鉄クラブの会員として割安な料金で全国の施設を利用できます。紀鉄クラブとは全国に30ヶ所以上の直営ホテル・ビラに加えて、遊園地や提携施設等50ヶ所以上が会員価格でご利用頂ける会員制リゾートクラブです。

紀鉄クラブ の主なサービス

提携ホテル

P10-

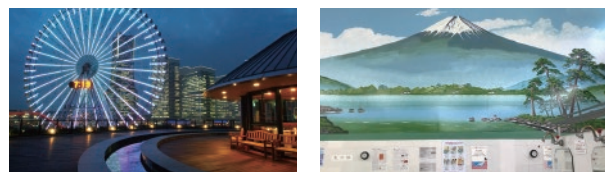
質・量ともに充実した提携ホテルを期間限定の特別料金にてご利用いただけます。



提携入浴施設

P12-

提携の温泉施設や銭湯が大変お得にご利用いただけます。



直営ホテル・ビラ

P7-

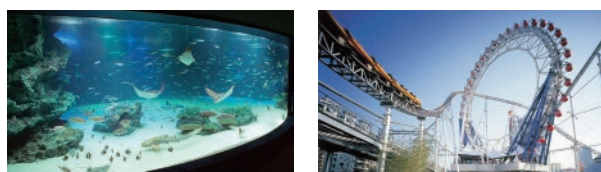
全国に展開している紀州鉄道の直営ホテルやビラ施設を会員価格でご利用いただけます。



提携レジャー施設

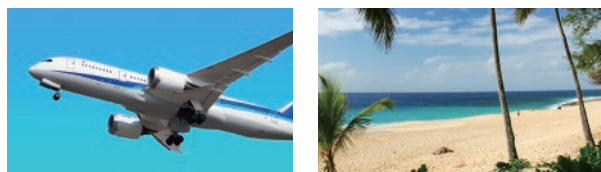
P11

人気のレジャー施設の入園券等を特別料金にてご購入いただけます。



パルウイング

会員専用旅行会社でパッケージ旅行を申込みと、参加者全員の旅行代金が4～5%割引になります。



※パルウイングのご案内は、紀州鉄道会員専用ページに掲載しています。

紀州鉄道会員専用ページはコチラから

<http://www.kitetsu.co.jp/member/>

紀鉄クラブ 検索

スマートフォンやタブレットは、2次元バーコードをカメラで読み取って開くことができます。



紀鉄クラブ直営/提携ホテル・ビラの予約方法

直営ホテル・ビラ予約方法

FAX予約

- 1 別紙の「コンポーネント・オーナーズ・システム利用申込書・確認書」に必要事項を記入し、紀州鉄道予約センターへFAXを送信してください。
- 2 予約回答のFAXが、お客様ご指定の返信先へ送られてきます。

紀州鉄道予約センター **FAX 03-3230-1246**

- 3 チェックインの際に、確認印が押された専用申込用紙を施設フロントにご提出下さい。
※利用申込書はスマイル福祉共済会のホームページにアップしています。
※空室状況や施設についてのお問合せは紀州鉄道予約センター TEL.03-3262-8166 にお問合せください。

WEB予約

- 1 紀州鉄道会員専用ページ <http://www.kitetsu.co.jp/member/> から [紀州鉄道会員様ご予約はこちら] → [インターネット予約] を押します。
- 2 [紀鉄クラブ WEB 会員ログイン] を開いたら、WEB会員番号 **51300H04** を入力してログインしてください。
- 3 ご希望の施設を選んで、宿泊プランの「空室・予約状況」を押します。
宿泊希望日を選んで、必要事項を入力します。
※初回利用時のみ、「予約ID(任意の英数字)」と「お客様パスワード」の設定が必要です。
- 4 予約成立後に届く確認メールを確認し、プリントアウトして宿泊施設にお持ちください。
※WEB予約の変更・キャンセルはご自身でお願いします。利用日4日以内はWEB上で変更・キャンセルできませんので、予約センターまたは施設までご連絡ください。

提携ホテル予約方法

FAX予約

- 1 別紙の「コンポーネント・オーナーズ・システム利用申込書・確認書」に必要事項を記入し、紀州鉄道予約センターへFAXを送信してください。
- 2 予約回答のFAXが、お客様ご指定の返信先へ送られてきます。

紀州鉄道予約センター **FAX 03-3230-1246**

- 3 チェックインの際に、確認印が押された専用申込用紙を施設フロントにご提出下さい。
※利用申込書はスマイル福祉共済会のホームページにアップしています。
※空室状況や施設についてのお問合せは紀州鉄道予約センター TEL.03-3262-8166 にお問合せください。

予約方法に関するお問合せはこちら

紀州鉄道予約センター ☎ 03-3262-8166 ✉ yoyaku@kitetsu.co.jp

※表示料金はすべて消費税込となります。※表示料金は2024年12月現在のものです。

HOTEL type

ホテルタイプ

：温泉浴場がありますので、別途入湯税が発生いたします。

 WEB予約

伊豆一碧湖レイクサイドテラス

☎0557-45-7557 静岡県伊東市吉田839-91



豊かな自然の中のコンドミニアム

夕食は、地のものを中心とし、一品一品を丹精に、そして手作りにこだわり、四季の彩・季節感を大事にした調理長自慢の創作会席をお楽しみいただけます。

料金	1泊2食 / お一人様	8,800円～
	素泊まり/お一人様	4,400円～
アクセス	電車	JR熱海駅から伊豆急行線川奈駅より送迎車にて15分
	車	厚木ICより小田原厚木道路、国道135号線経由で約1時間40分

 WEB予約

房総白浜ウミサトホテル

☎0470-38-5121 千葉県南房総市白浜町白浜7034



海に面した常春のリゾート

房総の新鮮な魚介類をふんだんに取り入れた海鮮焼きはホテルの自慢の一つ。海・山のご馳走と郷土料理を海鮮焼きとバイキングで存分にお楽しみいただけます。

料金	1泊2食 / お一人様	8,800円～
	素泊まり/お一人様	4,950円～
アクセス	電車	JR内房線千倉駅より送迎車にて20分
	車	館山自動車道富浦ICより約20km

WEB予約 FAX予約

軽井沢ホテル

☎0279-84-4070

群馬県吾妻郡嬬恋村1514



WEB予約	列車村コテージ/イーストウエスト館 1室	11,000円*～
FAX予約	アゼリアコテージ 1室	13,200円*～
FAX予約	りんどう お一人様	2,750円

※ルームチャージ

アクセス	電車	長野新幹線 軽井沢よりバスにて40分
	車	上信越自動車道 碓氷軽井沢ICより約50分

 FAX予約

ゆとりろ磐梯熱海

☎024-984-2811

福島県郡山市熱海町熱海5-18



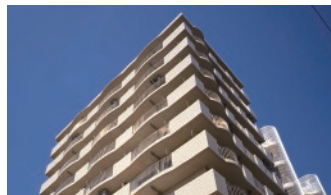
料金	1泊2食 / お一人様	10,100円～
アクセス	電車	JR磐越西線 磐梯熱海駅より徒歩約20分
	車	東北自動車道経由 磐越道・磐梯熱海ICより5分

WEB予約

片瀬江ノ島ホテル

☎0466-22-8481

神奈川県藤沢市片瀬海岸1-13-18



料金	素泊まり / お一人様	2,970円～
アクセス	電車	・小田急線 片瀬江ノ島駅下車、駅より徒歩3分 ・江ノ島電鉄 江ノ島駅下車、駅より徒歩6分

WEB予約

ホテルナチュレ名古屋栄

☎052-962-1073

愛知県名古屋市中区錦3-7-13



料金	素泊まり/シングル/お一人様	3,630円～
	素泊まり/ツイン/1室	4,070円～
アクセス	電車	地下鉄東山線 栄駅より徒歩2分

VILLA type

ビラタイプ

：温泉浴場がありますので、別途入湯税が発生いたします。

諏訪湖の近くにある、森の中のビラ

WEB予約

信州諏訪湖・塩嶺高原コテージ/ビラ

☎0263-56-2227 長野県塩尻市大字北小野勝弦4920-3



料金	ビラ / お一人様	3,520円～
	コテージ / お一人様	3,850円～
アクセス	電車	中央本線 塩尻駅より車にて20分
	車	中央自動車道 岡谷ICより約15km

湯治場として有名な高原リゾート

FAX予約

草津温泉ビラ

☎0279-88-2803

群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根464-707 バーデンパレス草津内



料金	素泊まり / お一人様	3,520円～
アクセス	電車	吾妻線 長野原草津口駅より車にて30分
	車	関越自動車道 渋川伊香保ICより約39km

熱海伊豆山ビラ

 FAX予約

☎0557-80-2222

静岡県熱海市伊豆山792-1
熱海リゾート伊豆山内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	東海道新幹線 熱海駅より車にて10分
車	小田原厚木道 小田原西ICより約35km

中伊豆ビラ

FAX予約

☎0558-83-1351

静岡県伊豆市八幡1137-2
伊豆平パルタウン内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	伊豆箱根鉄道 修善寺駅より車にて20分
車	伊豆スカイライン 冷川ICより約27km

浜名湖ビラ

 WEB予約

☎0557-80-2222

静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾奈
2251-38 リステル浜名湖内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	天竜浜名湖鉄道 尾奈駅より徒歩10分
車	東名高速道 三ヶ日ICより約4.5km

淡路洲本ビラ

FAX予約

☎0799-24-5795

兵庫県洲本市小路谷字茂江1279-5
洲本イトーピア内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	新神戸駅よりバス(明石海峡大橋経由)にて90分
車	神戸淡路鳴門自動車道 淡路ICより約35km

南紀白浜ビラ

 WEB予約

☎0739-43-2845

和歌山県西牟婁郡白浜町3292-1
コート・ダジュール内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	JR紀勢本線 白浜駅より車にて10分
車	阪和自動車道 南紀田辺ICより約12km

足摺・四万十ビラ

FAX予約

☎0880-82-8500 (海癒)

高知県土佐清水市大岐2777-12
サニーグリーン内

素泊まり / お一人様 3,520円～

電車	土讃線 中村駅よりバスにて約45分
車	高知自動車道 伊野ICより約33km

越後湯沢ビラ

WEB予約

☎03-3262-8166 (予約センター)

新潟県南魚沼郡湯沢町2-1-14 越後湯沢サマリーナ内

※越後湯沢ビラは、1週間・1ヶ月の長期利用のみの受付となります。
詳細はお問合せください。

電車	上越新幹線 越後湯沢駅より徒歩1分
車	関越自動車道 湯沢ICより約2km



PET FRIENDLY type ペット同宿施設

 温泉浴場がありますので、
別途入湯税が発生いたします。

伊豆一碧湖ドギーテラス



☎0557-45-7557

静岡県伊東市吉田839-91

1泊2食/お一人様 **9,350円～**

素泊まり/お一人様 **6,780円～**

ワンちゃん料金 **1頭目は無料**※ ※2頭目から1泊につき小型・中型犬1,500円/大型犬2,000円

電車 JR熱海駅から伊豆急行線川奈駅より送迎車にて15分

車 厚木ICより小田原厚木道路、国道135号線経由で約1時間40分

軽井沢バウバウコテージ・ドギーハウス **FAX予約**



☎0279-84-4070

群馬県吾妻郡嬬恋村1514

バウバウコテージ1室 **16,500円～**※

ドギーハウス1室 **22,000円～**※ ※ルームチャージ/ワンちゃん利用料金込み

電車 長野新幹線 軽井沢よりバスにて40分

車 上信越自動車道 碓氷軽井沢ICより約50分

信州諏訪湖・塩嶺高原バウバウコテージ **WEB予約**



☎0263-56-2227

長野県塩尻市大字北小野勝弦4920-3

素泊まり/お一人様 **4,950円～**

ワンちゃん/1頭1泊あたり **1,800円**

電車 中央本線 塩尻駅より車にて20分

車 中央自動車道 岡谷ICより約15km



素泊まりタイプ

施設名	所在地	連絡先	お一人様宿泊料金
花見屋旅館	福島県耶麻郡猪苗代町養字沼尻山甲2855-103	0242-64-3621	2名1室 3,940円より
三井ガーデンホテル東京ベイ	千葉県浦安市明海6-2-1	047-382-3331	2名1室 9,900円より
OYOホテルマーキュリー	東京都台東区浅草橋2-1-9	03-3866-1211	1名1室 7,500円より
三井ガーデンホテル汐留イタリア街	東京都港区東新橋2-14-24	03-3431-1131	2名1室 10,725円より
ホテルビナリオ梅田	大阪府大阪市北区豊崎3-9-1	06-6373-1111	2名1室 4,905円より
三井ガーデンホテル京都四条	京都府京都市下京区西洞院通四条下ル妙伝寺町707-1	075-361-5531	2名1室 9,900円より
皆生温泉おーゆホテル	鳥取県米子市皆生温泉1丁目18番1号	0859-31-3333	1名1室 6,750円より
三井ガーデンホテル岡山	岡山県岡山市北区駅元町1-7	086-235-1131	2名1室 5,500円より
三井ガーデンホテル広島	広島県広島市中区中町9-12	082-240-1131	2名1室 5,500円より
三井ガーデンホテル熊本	熊本県熊本市中央区紺屋今町1-20	096-352-1131	2名1室 7,700円より
アンカーホテル博多	福岡県福岡市博多区博多駅南1-4-6	092-432-1211	1名1室 5,900円より

1泊2食付きタイプ

施設名	所在地	連絡先	お一人様宿泊料金
SKY-HILL HOTEL伊豆高原	静岡県伊東市富戸1317-624	0557-51-4846	2名1室 14,000円より
ヴィラ北軽井沢エルウイング	群馬県吾妻郡長野原町北軽井沢1924-172	0279-84-5599	2名1室 10,000円より
草津温泉ホテルヴィレッジ	群馬県吾妻郡草津町大字草津618	0570-01-3232	2名1室 10,500円より
ホテルベルナティオ	新潟県十日町市珠川	025-758-4888	2名1室 16,390円より
エンゼルグランディア越後中里	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽4707-1	0570-01-2334	2名1室 10,620円より
グリーンバレーハヶ岳	山梨県北杜市大泉町西井出8240	0551-38-4661	2名1室 8,250円より

WISTERIAN LIFE CLUB ウィスタリアンライフクラブ

日本有数のリゾート地に展開をしている会員制クラブ『ウィスタリアンライフクラブ』のリゾート施設を特別料金にてご利用いただけます。

施設名	所在地	連絡先	お一人様宿泊料金
ヴェルデの森	神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1274	0460-82-2266	2名1室 5,900円より
ウィスタリアンライフクラブ箱根	神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷491-1	0460-82-4453	2名1室 3,900円より
ウィスタリアンライフクラブ熱海	静岡県熱海市東海岸町14-26	0557-82-2053	2名1室 3,900円より
ウィスタリアンライフクラブ宇佐美	静岡県伊東市宇佐美3242-225	0557-47-2661	2名1室 3,900円より
ウィスタリアンライフクラブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町1045-17	0599-26-4821	2名1室 3,900円より
プロミネント車山高原	長野県茅野市北山3414	0266-68-3770	2名1室 4,500円より

※表示料金はすべて消費税込となります。※表示料金は2024年12月現在のものです。

提携レジャー施設

東京・ミュージアム ぐるっとパス 2024

東京を中心とする103の美術館・博物館等の入場券や割引券がセットになったお得なQRコードチケットです。

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人・子供 共通	2,500円	1,200円 (税込・送料別)

よみうりランド

入園+アトラクション乗り放題

絶叫系からお子さま向けまで幅広い種類のアトラクションが40機種以上あります。冬にはイルミネーションも楽しめます。

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人 (18～64歳)	5,800円	3,900円 (税込・送料別)

サンリオピューロランド

前売りパスポート

ハローキティをはじめとする、たくさんのサンリオキャラクターに会えるテーマパーク。

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人(18～64歳)	3,900円 ～ 5,900円	2,500円 (税込・送料別)
小人(3歳～高校生) シニア(65歳～)	2,800円 ～ 4,800円	2,000円 (税込・送料別)

※事前の来場予約が必要です。公式HPをご確認のうえ、お申込みください。

東京ドームシティ [得10チケット]

東京ドームシティの各施設ごとに必要ポイント数が設定されており、お手持ちのポイントを自由に組み合わせて、施設をご利用いただけます。

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人・小人	設定なし	3,300円 (税込・送料別)

横浜・八景島シーパラダイス 水族館入園券+アトラクションフリーパス

4つの水族館とさまざまなアトラクション、ショッピングストア、レストランが揃った複合型海洋レジャー施設。

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人 (高校生以上)	5,700円～ 6,000円	3,900円 (税込・送料別)

サンシャイン水族館

前売りパスポート

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人 (高校生以上)	2,400円	1,600円 (税込・送料別)

※土日祝日および特定日は、入場制限を行っているため、事前予約が必要となります。詳細は水族館WEBサイトをご確認ください。

ひらかたパーク

フリーパス引換券付入園券

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
おとな (中学生以上)	5,100円	3,500円 (税込・送料別)
小学生	4,300円	2,900円 (税込・送料別)
2歳～未就学児	3,000円	2,000円 (税込・送料別)

※夏季はプール、冬季はウィンターカーニバルの入場付入園券を販売します。

パルコール嬌恋リゾート

ゴンドラリフト1日券 ※12月上旬～4月上旬限定

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人 (全日共通)	4,000円 ～ 5,900円	2,500円 (税込・送料別)

※サンライズチケットは別途料金がかかります。

提携入浴施設

横浜みなとみらい 万葉倶楽部



入館料

ご利用者	通常料金	紀州鉄道会員料金
大人	3,050円	1,500円 (税込)
小学生	1,540円	1,000円 (税込)
幼児	1,040円	600円 (税込)



萩の湯

東京都台東区根岸 2-13-13

都内最大級の銭湯であり、“光マイクロバブル”や“炭酸泉風呂”などの最新設備を備えております。2階の食事処では冷たいビールやお食事も楽しめます。

紀州鉄道会員料金

入浴無料 [タオルセット付き]

※サウナ利用の場合は別途料金がかかります。



寿 湯

東京都台東区東上野 5-4-17

上野という都心にありながら、昭和の雰囲気漂う昔ながらの銭湯です。都内最大級の露天風呂は、多くの銭湯ファンに愛されています。

紀州鉄道会員料金

入浴無料 [タオルセット付き]

※サウナ利用の場合は別途料金がかかります。



お申し込み 方法

1. 別紙の【提携施設利用申込書】に必要事項を記入し、
紀州鉄道予約センターにFAXにてお申込みください。

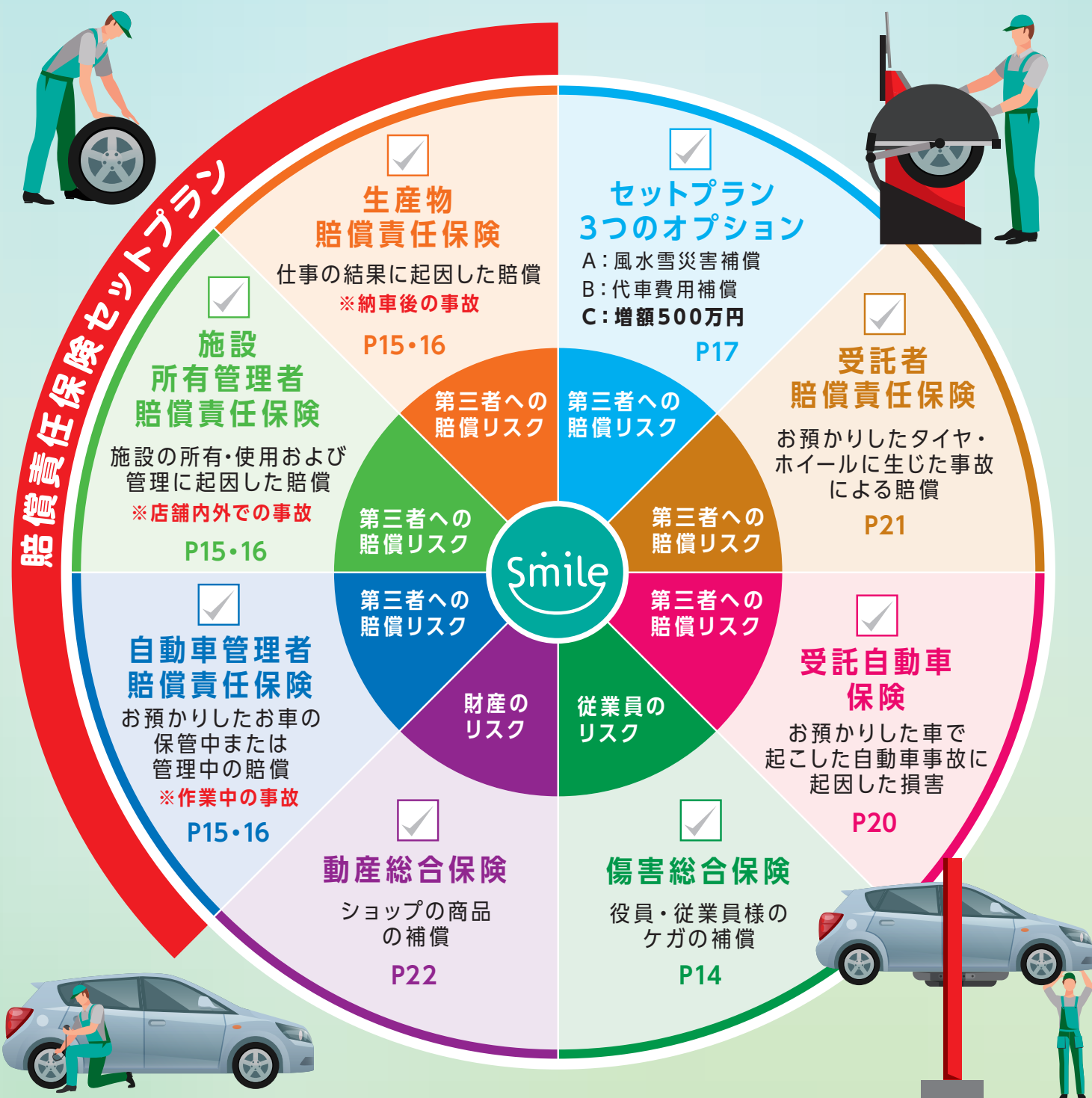
紀州鉄道予約センター FAX 03-3230-1246

2. チケットを発送します。お支払いは代金引換か銀行振込になります。

●利用申込書はスマイル福祉共済会のホームページにアップしています。 ●チケットには有効期限がございます。 ●入金および引き換えはご利用日の7日前までにお済ませ下さい。 ●チケット枚数には限りがございます。 ●お申込後のキャンセル・変更はいたしかねます。 ●紀州鉄道予約センターを経由してご予約されない場合は優待料金が適用されません。※チケットの販売は、提携している遊園地の都合により、告知なしに終了となる場合がございます。



タイヤショップ経営の取り巻くリスクを点検してみましょう！



現在加入されている保険をチェックしてみてください。

※あんしん補償制度にご加入いただけるのは、スマイル福祉共済会会員さまのみです。

傷害総合保険

あんしん補償制度

保険の特長

役員、従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。

・パートやアルバイトの非正規雇用者も含めることができます。

・業務上の事故によるケガで死亡された場合や後遺障害が生じた場合はもちろんのこと、入院された場合、通院された場合にも1日目から保険金をお支払いします。また、万一の長期療養に対しても、180日までの入院補償があるので安心です。

・政府労災保険の認定を待たずに、スピーディーに保険金をお支払いすることが可能です。

・医師の診査や健康告知の必要もありません。

・企業が従業員全員を対象に負担した傷害保険の保険料は、福利厚生費として全額損金(個人事業主の場合は必要経費)扱いとなります。(2024年12月現在)

(注1)今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

(注2)個人事業主本人に対する保険料は除きます。

保険金額と保険料

(保険期間1年、職種級別A級、入院支払限度日数変更特約(180日)、就業中のみの危険補償特約セット、一時払)

補償内容		保険金額	保険料(1名あたり)
死亡・後遺障害		500万円	6,960円
入院保険金日額		6,000円	
手術保険金	入院中の手術	入院保険金日額×10倍	
	外来の手術	入院保険金日額×5倍	
通院保険金日額		3,000円	

※左記は職種級別A級(経営者および事務職、整備・作業等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

主な補償内容

傷害総合保険に就業中のみの危険補償特約をセットした商品です。

・死亡された場合や後遺障害が生じた場合はもちろんのこと、入院・通院の場合にも保険金をお支払いします。

・万が一の長期療養にも安心です(180日を限度に長期の入院を補償)。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P23以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

就業中や通勤途上の次のような事故の場合に保険金をお支払いします



車にはねられた。



車が衝突しケガをした。



出張中、旅客機が墜落し死亡した。



火災にあいケガをした。



資材が倒れケガをした



機械にまきこまれケガをした。



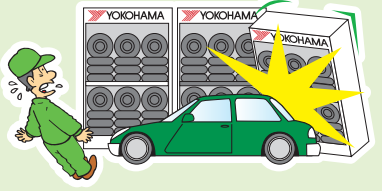
バスのステップを踏みはずしケガをした。



階段で転倒しケガをした。



タイヤショップに必要な賠償責任保険がセットになっていて、これはいい!

保険の種類と事故事例		身体賠償 支払限度額 (保険金額)	財物賠償 支払限度額 (保険金額)	自己負担額 (免責金額)	年間保険料
生産物 賠償責任保険 ※納車後の事故 	タイヤの整備作業等の欠陥が原因で発生してしまった賠償事故の補償 被保険者が製造・販売または提供した生産物に起因して、もしくはお預かりしたお車を、納車後に被保険者が行った仕事の結果に起因して、第三者(お客さまも含みます。)が身体障害や財物損害を被った場合に、被害者に対して負担する法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 ●パンク修理後に引き渡した車両がバーストし人身事故 ●パンク修理引渡し後に脱輪し交通事故	1名・1事故	1事故	身体賠償・財物賠償 それぞれ 1事故につき 30,000円	
		1億円	1億円		
		保険期間中	保険期間中		
		1億円	1億円		
施設所有管理者 賠償責任保険 ※店舗内外での事故 	タイヤショップの施設・業務等が原因で発生してしまった賠償事故の補償 施設の所有・使用および管理する施設自体の欠陥、不備に起因する事故もしくは業務遂行上の事故によって法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 ●強風により、ポールスタンドが飛ばされ通行車両に接触 ●客先で配送車の荷台からタイヤが転がり落ち展示商品を損傷	1名・1事故	1事故	身体・財物 それぞれ 1事故につき 30,000円	
		1億円	1億円		
		保険期間中	保険期間中		
		1億円	1億円		
自動車管理者 賠償責任保険 出張業務補償 ※作業中の事故 	タイヤショップ内(または出張先)での作業中、お客様から預かった自動車を損壊してしまった等の賠償事故の補償 お客さまからお預かりしたお車を、保管中、管理中または出張先で、損壊させたり盗まれた場合の法律上の賠償責任を補償します。 ●施設内保管中、車両盗難 ●タイヤ交換の際にジャッキが外れ車両を損傷 ●出張先でジャッキアップしていた車両が動き、燃料タンクを損傷		1事故	30,000円	
			500万円		
			保険期間中		
			500万円		

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払する保険金の額は異なります。

支払限度額を**1,000万円**まで引き上げる
[オプションC]もお選びいただけます。

詳しくは次ページへ

タイヤショップ様に
おすすめの充実した
**賠償責任保険
セットプラン**
年間
46,800円

注) 年間作業工賃の売上高が
4,000万円を超える場合、
保険料が異なりますので別途
ご相談ください。

セットプランの自動車管理者賠償責任保険に追加できるオプションのご紹介です。
以下の3つのオプションは、セットプランの保険料に追加することでご加入いただけます。

保険の種類	財物賠償 支払限度額 (保険金額)	自己負担額 (期間)	年間保険料
オプションA 風水雪災害補償 ピットで保管中、お客様よりお預かりした車両が洪水による水没などの水災や風災、ひょう災、雪災などの損壊を補償します。 	500万円	水災事故 預かり車両時価 ×2% 最低1万円 最高10万円 風災・雪災 20万円 フランチャイズ	50,000円
オプションB 代車費用補償 修理期間中の代車費用を補償します。 	1事故 40万円限度 1台あたり 10万円限度	最初の3日間 4日目から 30日目まで補償	1店舗あたり 3,420円
オプションC 自動車管理者賠償責任保険 増額500万円 セットプランでは支払限度額が500万円のところ、オプションCに加入することで1,000万円にすることができます。	1事故 1,000万円 保険期間中 1,000万円	30,000円	25,970円

こんな
タイヤショップ様に
おすすめです！

最近、高級車のお客様が増えて、
500万円では足りないのでは？
と心配になってきた…。

お客様のトラックを移動する時に
ヒヤリとすることがあり、500万円
では不安になってきた…。



以下のような場合は、保険金のお支払い対象にはなりません。

- ①作業対象物の免責事例
- 生産物賠償責任保険
- 車両引き渡し後に、作業した箇所のみ（タイヤ・ホイールなど）に損害が発生した。（但し、作業等で触っていない部分に拡大損害が出た場合は補償対象となります）



- ②作業の拙劣での免責事例
- 自動車管理者賠償責任保険
- ボルトやナットを強く締めすぎてしまい、部品が破損した
 - タイヤ交換の際、作業ミスによりタイヤ・ホイールにキズをつけてしまった



- ③取付前・取付後のタイヤの免責事例
- 自動車管理者賠償責任保険
- お客様が持参したタイヤを取り付けるために、トランクからタイヤを降ろす際、ホイールを破損した
 - タイヤ交換作業後に、取り外して作業場に平置きしているタイヤを損傷した



※上記事故を補償するには、オプションの受託者賠償責任保険に加入する必要があります。
P21を参照ください。

- ④その他
- 代車費用
※代車費用を補償するには、別途「自動車管理者賠償責任保険オプションB」に加入する必要があります。P17を参照ください。
 - 預かった車両運転中の対人・対物事故
※上記事故を補償するには、別途「受託自動車保険」に加入する必要があります。
P19を参照ください。

保険の特長

お客様からお預かりしたお車で、人と接触しケガを負わせたり、他のお客様のお車に接触し、傷をつけてしまった場合等に、販売者様が負担する法律上の損害賠償責任を補償する自動車保険（賠償責任）です。

- ◆身体賠償責任保険
（自損事故傷害特約を含みます。）
- ◆財物賠償責任保険
- ◆自損事故（傷害特約）



運転していたお客さまの車の損害は、自動車管理者賠償責任保険をご確認ください。

事故相手に対する
身体賠償・財物賠償です。

保険金額と保険料 （保険期間1年、一括払）

		Aプラン	Bプラン
		身体賠償保険金額 無制限	身体賠償保険金額 無制限
		財物賠償保険金額 1,000万円	財物賠償保険金額 500万円
		財物賠償自己負担額 10,000円	財物賠償自己負担額 10,000円
従業員数	1～2名	29,940円	28,160円
	3名	44,910円	42,240円
	4名	59,880円	56,320円
	5名	74,850円	70,400円
	6名	89,820円	84,480円
	7名	104,790円	98,560円
	8名	119,760円	112,640円

もし事故が起きたら

1. 事故報告書に必要事項を記入し、アクティにFAX送付

株式会社アクティ **FAX 050-3174-2183**

お問合せ先 **TEL 0463-63-0531** 受付時間：平日10:00～15:00

2. 土日・祝日・夜間等、大至急対応が必要な場合は・・・

事故サポートセンター（損害保険ジャパン）

TEL 0120-256-110 24時間365日受付

お電話の際、契約者名は「スマイル福祉共済会の●●●●（会社名）です」とお伝えください。

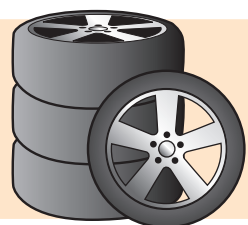
以下のような事故を補償するためには、**オプションの受託者賠償責任**にご加入いただく必要がございます！

- お客様が持参したタイヤを取り付けるために、トランクからタイヤを降ろす際、ホイールを破損した
- タイヤ交換作業後に、取り外して作業場に平置きしているタイヤを損傷した

受託者賠償責任については、P21をご参照ください。

保険の特長

お客さまからお預かりしているタイヤ・ホイールが火災や盗難、取扱いの不注意などによって損害を被った場合にサポートする保険です。例えば冬の間に お預かりしていたお客さまのタイヤ4本が夜間盗難に遭った場合に、その実損害額を補償します。また、タイヤに装着されているホイールを補償する保険もご用意しました。



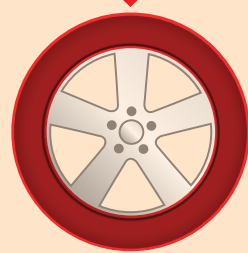
野積み※にされた預かりタイヤ、預かりホイールについては、補償の対象外となります。

※野積みとは：屋根のない場所、軒下に積まれた預かりタイヤ、預かりホイールをいいます。
基礎のない仮設テント倉庫に保管中の預かりタイヤ、預かりホイールも野積みとみなします。

保険金額と保険料

受託者賠償責任保険〈預かりタイヤ〉

タイヤのみ



お預かりしているタイヤのみ補償する保険です。

お預かりしているタイヤに必要な保険金額を設定し、口数を決めます。

保険金額 **100万円**

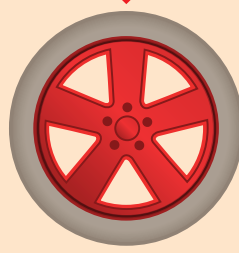
保険料 **3,000円**

保険金のお支払い：保険金額を限度に実損害額をお支払いします。

※ホイールが装着されている場合、ホイールは対象外となります。
受託者賠償責任保険「預かりホイール」にもご加入いただくとホイールも補償することができます。

受託者賠償責任保険〈預かりホイール〉

ホイールのみ



お預かりしているホイールのみ補償する保険です。

お預かりしているホイールに必要な保険金額を設定し、口数を決めます。

保険金額 **100万円**

保険料 **3,000円**

保険金のお支払い：保険金額を限度に実損害額をお支払いします。

※受託者賠償責任保険「預かりタイヤ」にご加入いただいていない場合、組み込まれたタイヤは対象外となります。

保険金額〈口数〉の決め方

保険をかけたいタイヤまたはホイールの時価額を算出し、それを補償できる保険金額になる口数でお申込みください。

例えば、車10台分のタイヤをホイール付きでお預かりし、タイヤだけ保険をかける場合

タイヤ1本あたりの時価額 23,000円 × 4本 × 10セット = 920,000円

➡ 受託者賠償責任保険「預かりタイヤ」 1口加入〈保険金額100万円〉

例えば、タイヤだけでなく装着されているホイールも保険をかける場合は、こちらも追加

ホイール1本あたりの時価額 45,000円 × 4本 × 10セット = 1,800,000円

➡ 受託者賠償責任保険「預かりホイール」 2口加入〈保険金額200万円〉

保険の特長

タイヤショップの皆さまの商品をお守りする保険です。

タイヤショップに搬入されてから、ユーザーへ納入されるまでの間（保管中・輸送中）の商品が火災・風災をはじめ盗難・いたづら・破損等の事故で損害を受けた場合の損害を補償します。



商品とは・・・

タイヤショップ内に収容中のタイヤ・ホイール・各種カー用品のことを指します。横浜ゴムの商品には、横浜ゴム㈱がメーカーとして「動産総合保険」を提供しています。上記保険は横浜ゴム以外のメーカーの商品が対象となります。保険金額は在庫高の時価額（横浜ゴムの商品を除きます。）でご契約ください。

保険金をお支払いする主な損害	保険金をお支払いできない主な損害
○火災・落雷 ○破裂・爆発 ○盗難 ○破損 ○車のとびこみ ○水濡れ（水害を除きます） ○運送中の事故 など	①被保険者または保険金受取人などの故意・重大な過失または法令違反による損害 ②戦争・変乱暴動による損害 ③テロ行為による損害（保険金額10億円以上の場合にかぎりず。） ④保険の目的自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 ⑤地震・噴火これらによる津波、水災による損害 ⑥置き忘れ、紛失（置き忘れ、または紛失後の盗難を含みます。）による損害 ⑦使用人等の不誠実行為による損害 ⑧管球類（真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管等）に単独に生じた損害 ⑨偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した損害 ⑩詐欺または横領による損害 ⑪加工着手後に生じた損害 ⑫修理・清掃中の作業上の過失または技術の拙劣による損害 ⑬万引き（不法侵入によらない盗難被害）による損害 ⑭運送中の単純な破曲損による損害 など

保険金額と保険料（保険期間1年間）

在庫時価額（保険金額）100万円あたり保険料3,000円

※事故は発生時に保険金額（申告在庫高）が実際の在庫高を下回った場合には十分な補償が得られませんので、
保険金額＝在庫時価額となるようにご契約ください。

保険金のお支払方法

保険金額または保険価額のいずれか低い額を限度に、損害額から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、保険金額を限度に次の算式により損害保険金をお支払いします。

損害保険金の額が1回の事故につき、支払限度額を超える場合は、損害保険金は支払限度額を限度とします。

※全損の場合、および火災・落雷・破裂・爆発による損害の場合は損害額から自己負担額を控除しません。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害額} - \text{自己負担額※}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価）}}$$

保険金支払後の保険金額

保険金を支払った場合でも、保険期間中は保険金額は減額しません。ただし、1回の事故で保険金額に相当する額を超えた場合または全損の場合には、保険契約はその保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了します。

なお、保管中・運送中の1事故支払限度額も減額されません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

傷害総合保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者　：スマイル福祉共済会
- 保険期間　　：2025年6月1日 午後4時から1年間となります。
- 申込締切日　：2025年4月4日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：スマイル福祉共済会に所属企業の社員

●被保険者　：スマイル福祉共済会の所属企業の社員（被保険者本人のみが保険の対象となります。）

●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の株式会社アクティ 保険部までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要な事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
前年と同等条件(送付した加入依頼書の内容)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- ※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。
加入依頼書の修正方法等は株式会社アクティ 保険部までお問い合わせください。
(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
その場合の保険期間は、受付日の翌月1日から2026年6月1日午後4時までとなります。
ただし、前月の25日までに株式会社アクティ 保険部へ保険料と加入依頼書（申込書）のご提出が完了していることが要件です。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の株式会社アクティまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、
あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金　：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容　【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、就業中（通勤途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(180日限度) (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかざります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかざります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損害保険ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損害保険ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 ★被保険者の職業または職務
 ★他の保険契約等（※）の加入状況
 （※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 ＊告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重なったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、受付日の翌月1日に保険責任が始まります。
 ただし、保険料と加入依頼書（申込書）が、(株)アクティへご提出を完了していることが要件です。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損害保険ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑤	損害保険ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損害保険ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損害保険ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損害保険ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9.個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパンに提供します。

○損害保険ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険ジャパンの取り扱いう商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧くださいか、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問合せください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。） 、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。） 、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。） の方等についてはお引き受けできません。

3.お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●事故が起こった場合(傷害総合保険)

事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

<受付時間> 24時間365日

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損害保険ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損害保険ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額対して、保険金額を限度に保険金をお支払します。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ＊事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。） など 【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損害保険ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損害保険ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など 【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。) に起因する賠償責任 ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

自動車管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、駐車場・整備工場等が、顧客から預かった自動車に損害を与え、自動車の損傷に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 保険金を支払う損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損害保険ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託自動車の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損害保険ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など 【特約条項の免責事由(自動車管理者特約条項の場合)】 ①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ②盗取または詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。) ③被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ④自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ⑥修理(点検および整備を含みます。)、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合を除きます。 ⑦次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任 ア. 自動車が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。) を持たない者によって運転されている間 イ. 自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間 ⑧自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任 ⑨屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任 ⑩エンジンの修理、点検または整備した場合において発生したエンジンの焼付けに起因する賠償責任 ⑪板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任 ⑫板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任 など

(自動セット) 出張業務補償

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
出張サービス業務中の偶然な事故により被保険者が管理する他人(所有権留保条項付き売買契約の買主を含みます。)の自動車(被保険者の法定代理人(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下、「代理人」といいます。)、使用人もしくは被保険者の同居の親族が所有する自動車は含みません。以下「管理自動車」といいます)を下欄の間に損壊したこと(以下「事故」といいます。) により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。 被保険者が出張サービスの業務の委託を受け、加入者証記載の施設外で、修理(点検、整備を含みます。)、板金、塗装、オイル、タイヤ交換、洗車等の通常の作業工程を行なう場合において、管理自動車を管理している間	同上

(オプション) 自動車管理者賠償責任保険加入のみセット可能

自動車管理者賠償責任保険（風水雪災補償）のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では顧客から預かった自動車か風水雪災害・雹（ひょう）による損害で被った損害に対して保険金をお支払いします。 ※自己負担額について ①水災 「預かり車両時価額×2%」 ただし、最低1万円・10万円限度 ②風・雪害事故 損害額が20万円未満の場合は対象となりません。	次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●保険対象の紛失、盗難 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因となる損害 ●核燃料物質に起因する事故 ●所定の車両置場（契約者および保険者の所有、使用、管理している敷地をいいます）以外またはで保管または使用管理されている場合の損害 ●損害車両の使用不能による損害（代車費用・休車損害等） ●廃車のために受託した車両の損害 ●事故車を自工場で修理した場合の損害 ●お客さまに納車後に発見された損害 ●ご契約者や被保険者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関、使用人、使用人もしくは被保険者の同居の親族が所有する車両の損害 など

(オプション) 自動車管理者賠償責任保険加入のみセット可能

使用不能損害担保追加条項 (代車費用補償) のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、自動車を次の①または②に掲げる間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被害自動車の使用不能損害について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被害自動車に使用不能損害が発生した最初の日から、その日を含めて30日以内に発生した使用不能損害に限ります。（被害自動車1台につき10万円限度） ①自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間 ②自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間	同上 （自動車管理者賠償責任保険と同じ）

(オプション) 自動車管理者賠償責任保険加入のみセット可能

自動車管理者賠償責任保険 (増額500万円) のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、自動車管理者賠償責任保険の財物賠償支払限度額が合計で1事故1,000万円、保険期間中1,000万円となります。なお、免責金額は自動車管理者賠償責任保険と合算で3万円となり、自動車管理者賠償責任保険を優先して適用します。その他の事項は、「自動車管理者賠償責任保険」に準じます。	同上 (自動車管理者賠償責任保険と同じ)

電装業者等受託自動車保険特約のあらまし

	保険金をお支払いする 主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償 責任保険	タイヤ交換業者がその業務のために受託中の自動車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を支払います。	損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額および損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用（※）から自賠責保険等（自動車に自賠責保険の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます）を控除し、生命または身体を害された者1名につき、保険金額を限度に支払います。 （※）あらかじめ損害保険ジャパンの書面による同意を得る必要があります。	【対人・対物賠償責任保険共通】 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争・外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 など 【対人賠償責任保険固有】 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②受託中の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務に従事中の他の使用人 など
対物賠償 責任保険	タイヤ交換業者がその業務のために受託中の自動車の事故により、他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を支払います。	損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額および損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用（※）、落下物取付け費用（※）、原因者負担費用から、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合はその価額および自己負担額を控除し、保険金額を限度に支払います。 （※）あらかじめ損害保険ジャパンの書面等により同意を得る必要があります。	【対人・対物賠償責任保険共通】 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争・外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 など 【対物賠償責任保険固有】 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②受託中の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま など
自損事故 傷害特約	自損事故（電柱との衝突など）で、受託中の自動車を運転中、搭乗中の方が亡くなられたり、ケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被験者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。	【死亡保険金・後遺障害保険金】 亡くなられた場合は1,500万円、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じた50万円から2,000万円をお支払いします。 （注）死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金および介護費用保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。 【介護費用保険金】 重度の後遺障害が生じ、かつ、介護を要すると認められた場合、200万円をお支払いします。 【医療保険金】 入院または通院された場合、治療日数1日につき入院6,000円、通院4,000円をお支払いします。ただし1回の事故につき被保険者1名ごとに100万円を限度とします。	●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ●無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害 ●被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害 ●被保険者の脳疾患・疾病または心身喪失によってその本人に生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害についてその方の受け取るべき金額部分 ●地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた事故 など

【この保険の対象となる自動車】
この保険では、電装業者（※1）、洗車業者、塗装業者、タイヤ交換業者、ガラス取付業者、ウィンドウフィルム施工業者（※2）、ボディーコーティング等施工業者（※3）が作業のため、顧客から受託した自動車に対象となります（車検等は対象外です。）。
（※1）電装業者には、カーステレオ・カークローラー取付業者を含みます。（※2）ウィンドウフィルム施工業者には、ガラスフィルム施工業者を含みます。
（※3）ボディーコーティング等施工業者には、ミント処理業者、ポリシーマーク加工業者を含みます。

【被保険者（保険の補償を受けられる方の範囲）】

対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	加入依頼書に記載のタイヤ交換業者（被保険者）およびその使用人。 （注意）顧客への納車を委託している業者は含みません。
自損事故傷害特約	受託中の自動車の運転中および搭乗中の方。

受託者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。
保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損害保険ジャパンの承認を得て支出した費用にかざります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用	【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など
1回の事故について、損害保険ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。	【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。） など
*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】 ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかざります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など

動産総合保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、保険の目的（保険の対象）の保管中および付随する運送中のほとんどすべての偶然な事故による損害が保険金のお支払対象となりますが、主な事故は次のとおりです。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④盗難 ⑤航空機の墜落 ⑥車の飛び込み ⑦破損 ⑧その他偶然な外来の事故による損害 など	この保険では、次のような損害は保険金のお支払対象となりません。 ①被保険者または保険金受取人などの故意・重大な過失または法令違反による損害 ②戦争・変乱暴動による損害 ③テロ行為による損害（保険金額10億円以上の場合にかざります。） ④保険の目的自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 ⑤地震・噴火これらによる津波、水災による損害 ⑥置き忘れ、紛失（置き忘れ、または紛失後の盗難を含みます。）による損害 ⑦使用人等の不誠実行為による損害 ⑧管球類（真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管等）に単独に生じた損害 ⑨偶然な外来の事故によらない電気的作用または機械の稼働に伴って発生した損害 ⑩詐欺または横領による損害 ⑪加工着手後に生じた損害 ⑫修理・清掃中の作業上の過失または技術の拙劣による損害 ⑬万引き（不法侵入によらない盗難被害）による損害 ⑭運送中の単純な破曲損による損害 など

保険金のお支払方法(動産総合保険)

- （1）損害保険金
損害保険金はご契約金額（保険金額）を限度として、損害額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約金額（保険金額）が保険価額（注）を超える場合は、保険価額を限度とします。1事故てん補限度額が設定されている場合は、1事故てん補限度額を限度とします。ご契約金額（保険価額）が保険価額より低いときは、次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払します。
- （2）残存物取片付け費用保険金
残存物取片付け費用保険金（清掃費用等の後片付け費用）として、損害保険金の10%を限度に残存物取片付け費用の実費をお支払いします。
- （3）修理付帯費用保険金
火災、落雷、破裂・爆発により保険の目的（保険の対象）が損害を受けた結果、復旧にあたり損害保険ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の目的（保険の対象）の所在する構内にかかるこの保険契約のご契約金額（保険金額）×30%（ご契約金額（保険金額）が保険価額を超えるときは保険価額とします。）または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫構内である保険の目的（保険の対象）を除きます。

損害保険金＝（損害額－自己負担額）×

ご契約金額（保険金額）

保険価額

（注）損害保険金計算の基礎となる保険価額は、損害が発生した時およびその場所における保険の目的（保険の対象）の価額（時価）です。（以下、同様とします。）
①損害額は、保険価額以上となる場合（全損）は、保険価額を基準とし、保険価額に満たない場合（分損）は、事故発生直前の状態に戻す為に必要な修繕費を基準として決定されます。
②自己負担額は0円です。
③保険金をお支払いした場合は、ご契約金額（保険金額）からお支払いした損害保険金の額を差し引いた残額が、損害発生時以降の保険期間に対するご契約金額（保険金額）となります。

※ご契約金額（保険金額）は保険価額に合わせて時価額で設定してください。ご契約金額（保険金額）が保険価額よりも低い場合、損害保険金は損害額よりも少なくなります。保険価額を超えてご契約金額（保険金額）を設定されても、その超過分については保険金のお支払い対象となりません。

ご注意いただきたいこと（賠償責任保険）

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損害保険ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は金額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であつても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であつてもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができるとをいいます。
なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

ご注意いただきたいこと（動産総合保険）

- ご加入いただく保険契約には、動産総合保険普通保険約款および特約条項が適用されます。セットされる特約条項の内容については、「普通保険約款および特約条項」をご覧ください。
- ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 加入依頼書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。
- 保険契約にご加入の際には、ご加入者ご本人がご署名・ご捺印ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は金額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であつても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損害保険ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- 取扱代理店は損害保険ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損害保険ジャパンと直接契約されたものとなります。

- 他の保険契約等がある場合
この保険と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合、次のとおり保険金をお支払います。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約と関係なく、この保険契約のご契約内容に基いて保険金をお支払います。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基いて保険金をお支払します。

- 最低保険料
この保険の最低保険料は1,000円です。
- 代理店の役割
取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 次のような場合には事前に取扱代理店または損害保険ジャパンにご連絡ください。
 - ①住所を変更される場合
 - ②ご契約金額（保険金額）などご契約内容を変更される場合
 - ③保険の対象を譲渡する場合
 - ④保険の目的（保険の対象）の主たる保管場所、保管施設を変更する場合
 - ⑤保険証券記載の担保地域を変更する場合
 - ⑥この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結される場合などご連絡のないまま万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険料の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。
- 保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。

ご加入にあたってのご注意（賠償責任保険）

- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損害保険ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
②業務内容
③損害保険ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物賠償責任保険）

- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）
(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損害保険ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパンご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損害保険ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

ご加入にあたってのご注意（動産総合保険）

- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
(1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損害保険ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

- ①保険の対象（名称・型式・品質・数量）
②運送経路
③保管場所・展示場所（所在地・名称・用途）
④保険の対象を収容する建物の構造
⑤担保地域
⑥他の保険契約等

- (2)保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）
(1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損害保険ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

<告知事項>

- ①保険の対象の保管場所、展示場所または運送経路の変更
②保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更
③担保地域の変更
④その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（※）の発生

（※）他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (2)通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損害保険ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

- (3)重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払できないことがあります。

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損害保険ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損害保険ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1. ～6. のほか、損害保険ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損害保険ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損害保険ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損害保険ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損害保険ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

●損害保険ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損害保険ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損害保険ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合（賠償責任保険・動産総合保険）

事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターへご連絡ください。

窓口：事故サポートセンター	<受付時間> 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）：24時間 ※上記受付時間外は、損害保険ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
0120-727-110	

●事故が起こった場合（受託自動車保険）

窓口：事故サポートセンター	<営業時間> 24時間 365日	お電話の際、契約者名は 「スマイル福祉共済会の●●●●（会社名）です」 とお伝えください。 ※詳細はP.20をご参照ください。
0120-256-110		

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損害保険ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

【受付時間】 平日の午前9時15分～午後5時 <土・日・祝日・年末年始は休業>

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問合せください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパンに提供します。

○損害保険ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式サイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧ください。取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問合せください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。